

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、「健康長寿社会への貢献」を社是とし、経営の透明性、公正性の確保及び意思決定の迅速化を図り、企業価値を継続的に増大させるため、コーポレート・ガバナンスの整備と強化が最重要課題のひとつであると考えております。

この実現のため、監査役制度を基礎として、社外役員の指名による監督機能の強化や監査室設置による内部監査体制の整備など、より実効性の高いコーポレート・ガバナンス体制の構築に努めてまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

【補充原則1-2-4】

当社の株主構成においては、機関投資家及び海外投資家の比率が低いと見られるため、当面議決権の電子行使及び招集通知の英訳を見送ることとし、今後状況の変化に応じて再検討することといたします。

【原則1-4 政策保有株式】

(1)政策保有に関する方針

当社は、政策保有株式の保有にあたっては、事業戦略や当社の中長期的な企業価値向上に繋がるかどうかを総合的に判断の上、保有の是非を決定しております。また、保有する政策保有株式については、毎年取締役会において保有の適否を検証しておりますが、検証の結果、保有の意義が希薄化したと判断される株式については、縮減を進めてまいります。なお、当該検証内容の開示については、今後の検討課題とします。

(2)政策保有株式に係る議決権行使の基準

当社の企業価値及び株主価値を毀損するような議案等につきましては、肯定的な判断を行わないこととしております。

【補充原則3-1-2】

当社の株主構成においては、海外投資家の比率が低いと見られるため、当面英語での情報の開示・提供を見送ることとし、今後状況の変化に応じて再検討することといたします。

【補充原則4-1-3】

当社は、最高経営責任者等の後継者育成を重要な課題と考えております。経営幹部の人事については取締役会に諮り決定することとしており、後継者候補が重要な経験を積めるよう計画的な人事を行っております。取締役会が最高経営責任者等の後継者計画の策定・運用に主体的に関与し、適切に監督できる体制については、今後の検討課題とします。

【補充原則4-2-1】

当社は、取締役及び執行役員報酬については、広く健康長寿社会に貢献すべき企業として、報酬の透明性・アカウンタビリティ・客観性を確保しながら、成果発揮へのインセンティブを引き出すよう設定されており、報酬諮問委員会からの答申に基づき、取締役会でこれを決定しております。なお、現在は中長期的な業績と直接連動する報酬は設定しておりませんが、今後の業績・事業環境等を踏まえ、必要であれば検討することといたします。

【補充原則4-3-2、補充原則4-3-3】

代表取締役の選解任については、取締役会における十分な審議により決定することとしておりますが、任意の独立した指名委員会による審議については、その設置も含め、今後の検討課題とします。

【補充原則4-10-1】

取締役及び執行役員報酬の検討にあたり、客観性・透明性を確保できるよう取締役会の下に報酬諮問委員会を設置しており、社外取締役2名による適切な関与・助言を得ております。任意の独立した指名委員会の設置については、今後の検討課題とします。

【原則5-2 経営戦略や経営計画の策定・公表】

当社は、中期経営計画の概要を公表しておりますが、収益力・資本効率等に関する目標については、当社の事業の特性上、介護保険制度等の外部要因に左右される不確定要素が多く、公表しておりません。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【原則1-3 資本政策の基本的な方針】

当社の資本政策の基本方針は、以下のとおりであります。

当社は、株主価値の持続的な向上を目指し、拡大する事業機会を迅速・確実に捉えるために必要となる十分な株主資本の水準を保持することを基本方針とする。

【原則1-5 いわゆる買収防衛策】

当社では、持続的な成長を継続させ企業価値を向上させることを最重要課題と認識しており、現段階では買収防衛策の導入の予定はありません。

【原則1-6 株主の利益を害する可能性のある資本政策】

支配権の変動や大規模な希釈化をもたらす資本政策を行う際には、独立役員の見解に配慮しつつ、その実施の目的等の情報を、会社法、金融商品取引法、取引所規則等に従って適法かつ適正に手続きを進めるとともに、株主総会の場合を通じて十分な説明に努めることとしております。

【原則1-7 関連当事者間の取引】

当社は、取締役との利益相反取引については、取締役会での都度決議や報告など会社法や社内規程に定められた手続きを順守することとしております。また、事業活動において、取引は、法令及び社内規程等を守り、公正を旨とすることを役員行動規範に明記しており、取引先が主要株主である場合でも、同様の考え方で取引を行っており、また、取締役会での決議事項としております。

【原則2-6 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】

当社は、企業年金を導入しておりません。

【原則3-1 情報開示の充実】

(1) 社是、企業理念、役員行動規範を当社ウェブサイトに開示しております。経営戦略については適宜当社ウェブサイトに開示しております。
(2) 当社は、「健康長寿社会への貢献」を社是とし、経営の透明性、公正性の確保及び意思決定の迅速化を図り、企業価値を継続的に向上させるため、コーポレート・ガバナンスの整備と強化が最重要課題のひとつであると考えております。この実現のため、監査役制度を基礎として、社外役員の指名による監督機能の強化や監査室設置による内部監査体制の整備など、より実効性の高いコーポレート・ガバナンス体制の整備に努めてまいります。なお、当社のコーポレート・ガバナンスへの取組みについては、コーポレート・ガバナンスに関する報告書にて開示しております。
(3) 業務執行取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続を社内規程にて整備し、有価証券報告書及びコーポレート・ガバナンスに関する報告書にて開示しております。

(4) 取締役及び監査役候補者の決定、執行役員を選任に当たっての方針・手続については、当社の社是・経営方針に基づき当社の企業価値向上に貢献できる能力と資質を持っていること、法令及び企業倫理・社会規範の遵守に徹する見識を有すること等を総合的に判断、取締役が候補者を推薦し、事前かつ個別に独立社外取締役及び社外取締役並びに非常勤取締役の見解を確認した上で取締役会に付議することとしております。また、独立役員としての独立性については、当社の定める独立性の要件に従い、当社との間に特別な人的関係、資本関係その他利害関係がないことで独立性を有しているものと考えております。なお、社外役員の選任理由については、株主総会招集通知、有価証券報告書及びコーポレート・ガバナンスに関する報告書にて開示しております。

取締役、監査役及び執行役員の解任については、取締役、監査役及び執行役員の職務執行に不正または重大な法令違反等があった場合は、解任することとしております。

(5) 取締役候補者及び監査役候補者の選任理由については、株主総会招集通知にて開示しております。

(決算説明会資料：https://www.caresupply.co.jp/ir/event/event_01.html)

(株主総会招集通知：https://www.caresupply.co.jp/ir/event/event_03.html)

(有価証券報告書：https://www.caresupply.co.jp/ir/library/library_03.html)

【補充原則4-1-1】

当社は、決裁権限基準に基づき、取締役会、社長、本部長等の権限を明確に定め、その規程に基づきそれぞれの決定機関、決裁者が審議・決裁を行っております。また重要議題については、社長、本部長等経営幹部をメンバーとする経営会議にて事前審議を行う体制としております。

【原則4-9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

当社の独立社外取締役については、以下の要件を満たしている取締役とし、その中から少なくとも1名以上を東京証券取引所が定める独立役員としております。

(1) 東京証券取引所の定める独立性基準を満たしていること。

(2) 当社の総議決権数の10%以上の議決権を有する大株主又はその業務執行者でないこと。

(3) 当社から多額の寄附又は助成を受けている者(当該寄附又は助成を受けている者が法人、組合等の団体である場合は当該団体の業務執行者)でないこと。

(4) 当社の独立社外取締役として最初に就任した時から、原則として5期・最長10年を超えていないこと。

【補充原則4-11-1】

当社は、取締役会の全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性等に関する考え方については、取締役候補の指名に関する考え方とほぼ一致しており、その基準については、上記原則3-1(4)に記載のとおりであります。

【補充原則4-11-2】

当社の社外取締役や社外監査役には、他の会社の役員を兼務している者もおりますが、その役割・責務を適切に果たすために必要となる時間・労力を、当社の取締役・監査役業務に振り向けられるものと考えております。

当社の取締役・監査役以外の会社の役員兼務の状況については、年1回、兼務状況を確認するアンケートを実施し、結果を取締役に報告するとともに、株主総会招集通知及び有価証券報告書にて開示しております。

(株主総会招集通知：https://www.caresupply.co.jp/ir/event/event_03.html)

(有価証券報告書：https://www.caresupply.co.jp/ir/library/library_03.html)

【補充原則4-11-3】

取締役会全体の実効性について、アンケートにより、全取締役及び全監査役による自己評価とともに、今後の課題等の聴取を実施いたしました。この評価では、取締役会の構成や運営状況、取締役の報酬・人事、取締役会の支援体制等の観点で検証を行っております。今回の評価の結果では、経営上重要な事項の決議と業務執行の監督を適切に行うための実効性が認められる状況にあることが確認できました。また、今後の課題等については、取締役会において審議を行いました。

【補充原則4-14-2】

当社の取締役・監査役に対するトレーニングの方針は、以下のとおりであります。

(1) 当社は、取締役及び監査役に対し、その職責を十分に果たすため、経営を監督する上で必要となる、情報や知識を継続的に提供するとともに、取締役及び監査役が自ら外部セミナーや勉強会において、必要な知識の取得や適切な更新等の研鑽を行うことを奨励する。

(2) 当社は、社外役員に対し、当社の社是、企業理念、企業文化、経営環境等について継続的に情報提供を行うため、営業拠点の見学会・説明会等の開催や、役員相互での情報共有・意見交換を充実させるための環境整備に努める。

【原則5-1 株主との建設的な対話に関する方針】

当社は、株主との建設的な対話を促進するため、以下のとおり方針を定め、実践しております。

(1) 株主との対話全般については、社長が統括し、対話の申し込みについては、経営企画室が窓口となり、適切に対応する。

(2) 経営企画室は、総務部、経理部を始めとした関連部門と適宜連携をとる。

- (3)機関投資家向け説明会を定期的を実施し、また、株主通信や当社ウェブサイトでの情報提供の充実に取り組む。
 (4)株主からの意見等については、経営企画室が取り纏め、定期的に経営会議や取締役会にフィードバックを行う。
 (5)インサイダー情報については、社内規程等に従い厳重に管理し、フェア・ディスクロージャーを徹底する。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
三菱商事株式会社	6,655,000	42.83
総合警備保障株式会社	4,965,000	31.95
株式会社三菱総合研究所	544,000	3.50
明治安田生命保険相互会社	240,000	1.54
MSIP CLIENT SECURITIES	228,100	1.46
日本カストディ銀行(信託口)	143,400	0.92
NCS従業員持株会	142,500	0.91
渡邊 勝利	68,000	0.43
SMB C日興証券株式会社	50,300	0.32
椛田 法義	50,200	0.32

支配株主(親会社を除く)の有無	
親会社の有無 更新	なし

補足説明 更新

大株主の状況に記載のほか、自己株式が804,512株あります。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第二部
決算期	3月
業種	サービス業
直前事業年度末における(連結)従業員数 更新	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針 更新

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	12名
定款上の取締役の任期	2年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	6名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
吉池 由美子	他の会社の出身者													
中村 一彦	他の会社の出身者													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
----	------	--------------	-------

吉池 由美子		<p>吉池由美子氏は、2018年から当社の社外取締役として就任しております。株式会社三菱総合研究所において、健康・医療・介護や高齢者福祉に関する調査・研究の実績を数多く有しており、取締役会において介護業界における高い見識に基づき、社外取締役として中立かつ客観的な立場で、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を担っていただくことを期待し、引き続き社外取締役候補者といたしました。また、同氏が選任された場合は、報酬諮問委員会の委員として役員報酬等の決定過程に対する監督機能を、また、独立社外取締役として当社の取締役候補者の選定過程に対する監督機能を担っていただく予定です。なお、同氏は社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与した経験はありませんが、上記の理由により社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断いたしました。</p> <p>さらに、東京証券取引所の定める独立役員要件を満たしているため、一般株主との利益相反が生じるおそれはないと判断し、独立役員として指定しております。</p>
中村 一彦		<p>中村一彦氏は、2020年から当社の社外取締役として就任しております。東京海上日動ベターライフサービス株式会社の代表取締役社長として、主に在宅介護サービス、介護付き有料老人ホームの運営等を行う企業を経営しており、介護業界における豊富な経験と高い見識に基づき、社外取締役として中立かつ客観的な立場で、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を担っていただくことを期待し、引き続き社外取締役候補者といたしました。また、同氏が選任された場合は、報酬諮問委員会の委員として役員報酬等の決定過程に対する監督機能を、また、独立社外取締役として当社の取締役候補者の選定過程に対する監督機能を担っていただく予定です。</p> <p>さらに、東京証券取引所の定める独立役員要件を満たしているため、一般株主との利益相反が生じるおそれはないと判断し、独立役員として指定しております。</p>

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無

あり

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	社外有識者(名)	その他(名)	委員長(議長)
指名委員会に相当する任意の委員会								
報酬委員会に相当する任意の委員会	報酬諮問委員会	4	0	2	2	0	0	社外取締役

補足説明 更新

報酬委員会に相当する任意の委員会として、報酬諮問委員会を設置しております。報酬諮問委員会は、代表取締役、社外取締役を含む非常勤取締役を委員とし、委員長は社外取締役から選任しております。また、社外監査役を含む非常勤監査役がオブザーバーとして出席しており、経営企画室を事務局としております。同委員会は、取締役及び執行役員の報酬制度や報酬水準等に関する事項について審議する機関であり、その審議の結果は取締役会に答申しております。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無

設置している

定款上の監査役の員数	5名
監査役の人数	4名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況 更新

監査役は、監査室の監査方針及び手法につき監査室と意見交換するとともに、監査室による本社及び主要な営業拠点の現地監査に立ち会うほか、監査結果について詳細な報告を受けております。また、監査役は、会計監査の計画、方法、結果について、会計監査人と意見交換、協議を行うとともに、会計監査人による営業拠点を含めた現地監査に立ち会っております。また、監査室は、会計監査人に対して定期的に監査室監査計画及び監査室監査報告書を提出しております。なお、社外取締役による監督と監査役監査との相互連携は行っておりませんが、社外取締役を委員長とする報酬諮問委員会へ社外監査役を含む非常勤監査役がオブザーバーとして出席しております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
伊藤 利之	その他													
上石 奈緒	弁護士													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
伊藤 利之			伊藤利之氏は、2008年から当社の社外監査役として就任しております。医学分野の専門家として、幅広い知識と高い見識を有しており、社外監査役として中立かつ客観的な立場で職務を適切に行っていること等から適任であると判断し、引き続き社外監査役候補者いたしました。なお、同氏は社外役員となること以外の方法で会社の経営に關与した経験はありませんが、上記の理由により社外監査役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断いたしました。 さらに、東京証券取引所の定める独立役員要件を満たしているため、一般株主との利益相反が生じるおそれはないと判断し、独立役員として指定しております。

上石 奈緒	上石奈緒氏は、2019年3月まで巻之内・上石法律事務所(現・巻之内法律事務所)のパートナーでありました。当社は同事務所と顧問契約を締結しており、その取引金額は当社売上高の0.02%未満(2019年3月期)と僅少であります。現在、同氏は四季の法律事務所に所属しておりますが、当社との間に取引はなく、特別の利害関係はありません。	上石奈緒氏は、2015年から当社の社外監査役として就任しております。弁護士として企業法務に精通しているとともに、その専門的な知識に基づき、中立かつ客観的な立場で社外監査役としての職務を遂行されていること等から、引き続き社外監査役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。なお、同氏は社外役員となること以外の方法で会社の経営に關与した経験はありませんが、上記の理由により社外監査役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。また、東京証券取引所の定める独立役員要件を満たしているため、一般株主との利益相反が生じるおそれはないと判断し、独立役員として指定しております。
-------	--	---

【独立役員関係】

独立役員の数	4名
その他独立役員に関する事項	

当社は、独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動報酬制度の導入
---------------------------	-------------

該当項目に関する補足説明

コーポレート・ガバナンスの観点から透明性のある手続きを通じて報酬制度の設計を行うべく、報酬諮問委員会を設け、主に取締役報酬に関する事項につき審議・検討しております。

ストックオプションの付与対象者	
-----------------	--

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明

当社は、役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額を開示しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 <small>更新</small>	あり
--	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社は、2021年3月26日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。当該取締役会の決議に際しては、あらかじめ決議する内容について報酬諮問委員会へ諮問し、答申を受けております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していること並びに報酬諮問委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次のとおりであります。

(1)基本報酬に関する方針

基本報酬は、取締役の役位・職責等に応じて支給額を決定する。

(2)業績連動報酬等に関する方針

業績連動報酬等は、単年度及び中長期の事業計画に沿って経営指標目標及び重点戦略目標の別に策定するものとし、役位・職責等に応じて設定される基準額に各目標に対する達成率に応じて算出された額を支給する。

(3)報酬等の割合に関する方針

業績連動報酬等の上限が報酬全体に占める割合は、約30%～50%の範囲内で役位・職責等が上がるほどその割合が大きくなるように設定するものとする。

(4)報酬等の付与時期に関する方針

- ・基本報酬は、月例の固定金銭報酬とする。
- ・業績連動報酬等である賞与は、原則として事業年度終了後一定の時期に支給する。

(5)上記のほか報酬等の決定に関する事項

- ・各取締役の報酬等については、取締役会が、代表取締役及び非常勤取締役で構成される報酬諮問委員会における答申内容を踏まえ、その具体的内容を決定する。
- ・各取締役の報酬等については、株主総会で承認された取締役の報酬総額の範囲内で世間水準、当社業績並びに社員給与とのバランス等を考慮して決定するものとする。
- ・非常勤取締役の報酬は、基本報酬のみで構成する。
- ・監査役の報酬等については、2021年3月26日開催の監査役会において、監査役の協議により監査役報酬の決定方針を決議しております。監査役報酬は、株主の負託を受けた独立の機関としてその職務執行が可能な人材を登用できること、客観性と透明性の高いものであることを基本方針としております。

当社の役員の報酬等の総額に関する株主総会の決議年月日は2004年4月27日であり、取締役の報酬限度額は年額200,000千円以内、監査役の報酬限度額は年額80,000千円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は10名(うち、社外取締役は4名)、監査役の員数は4名であります。

業績連動報酬につきましては、会社業績評価及び個人業績評価で構成されており、毎年、会社業績の見通しや経営内容、経済情勢等を総合的に勘案して、利益水準ごとの役位に応じた取締役報酬の原資を定めた上で、これに会社業績評価及び個人業績評価による各評価ポイントを乗じて算定しております。会社業績評価は、売上高、親会社株主に帰属する当期純利益、ROE(自己資本利益率)を採用しており、年度ごとの達成状況により評価しております。当該指標を採用した理由は、売上高については、高齢者人口の増加とともに需要の増加が見込まれる中、市場でのシェア拡大に向けた指標になること、親会社株主に帰属する当期純利益については、株主への利益還元の原因になること、ROE(自己資本利益率)については、企業の資本効率性を客観的に評価できること等によるものであります。その実績は売上高が21,017百万円、親会社株主に帰属する当期純利益が1,732百万円、ROE(自己資本利益率)12.3%であります。一方、個人業績評価は、期首に個人別に設定した、「コアビジネスである福祉用具レンタル卸のさらなる収益力強化」、「生活支援物販や食事サービスの拡大」等の重点施策について、その達成状況と中長期の企業価値の向上等の観点も含め総合的に評価しております。なお、業務執行取締役以外の取締役については、固定報酬のみとしております。また、関係会社から派遣を受けている業務執行取締役については、上記に準じて報酬等の額を算定した上で関係会社へ取締役報酬相当額を支払っております。

当社の取締役の報酬等の額又はその算定方法に関する方針の決定につきましては、社外取締役を委員長とする報酬諮問委員会における審議・答申を踏まえ、取締役会において決定することとしております。当事業年度における当社の取締役の報酬等の額の決定過程における活動は、報酬水準・制度、報酬等の額、業績連動報酬に係る指標や個人別重点施策の設定について、報酬諮問委員会を3回、取締役会を1回開催しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

当社は、取締役会を原則月1回開催しており、資料の事前配布のほか、必要に応じて事前説明を行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

当社の取締役会は、取締役6名(常勤取締役2名、非常勤取締役4名)で構成しております。法定事項及び経営上の特に重要な事項について審議しており、原則として月1回開催しております。非常勤取締役2名は、「社外取締役」であります。

当社の監査役会は、常勤監査役1名、非常勤監査役3名で構成し、原則として月1回開催しております。非常勤監査役2名は、「社外監査役」であります。取締役会のほか重要な会議に出席し、取締役の職務遂行を監督できる体制にあります。

また、当社では、経営上あるいは業務執行上基本的又は重要な事項について幅広く協議、検討するため、経営会議を設けております。経営会議には、常勤取締役、執行役員、本部レベルの業務遂行に責任を持つ幹部社員、常勤監査役及び議題ごとに必要な人員等が参加し、原則として月1回以上開催しております。

このほか、代表取締役社長を委員長とするコンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンスのより一層の推進を図っております。

また、コーポレート・ガバナンスの観点から透明性のある手続きを通じて報酬制度の設計を行うべく、社外取締役吉池由美子を委員長とする報酬諮問委員会を設け、主に取締役報酬に関する事項につき審議・検討しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は監査役設置会社として、迅速かつ的確な業務執行と適切な監査・監督を可能とする経営体制の構築を目指し、上記の各機関・部署を設置し、各種規程類を整備しており、当社の事業内容や企業規模に鑑み、適正な体制であると考えております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	2021年6月開催の第23回定時株主総会招集通知につきましては、法定期日より1日前に発送しております。また、当社ホームページにおいて、法定期日より8日前に招集通知の発送前公表を実施しております。
集中日を回避した株主総会の設定	2021年6月開催の第23回定時株主総会につきましては、集中日より1日前に開催しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	第2四半期決算及び本決算の発表にあわせて年2回説明会を実施しております。社長及び管理本部長から、業績、事業の進展、会社戦略等について説明しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	https://www.caresupply.co.jp/ir/ (決算情報、その他適時開示情報、任意開示情報、有価証券報告書、四半期報告書、会社説明会資料等を掲載)	
IRに関する部署(担当者)の設置	経営企画室	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	社是として、「健康長寿社会への貢献」を掲げ、「品質第一」に徹した安心で清潔な商品と「誠実第一」に徹した丁寧でまごころを込めたサービスを提供しております。役職員行動規範では、環境への配慮、地域や社会との連携・調和、人権の尊重、投資者等に対する適切・公平な情報開示について規定しております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	コアビジネスである福祉用具サービスそのものが、社会資源の有効活用になっていると認識しております。株主、事業者、利用者の負託に応え、地域社会とのつながりを大切にしながら、質の高い価値ある商品・サービスの提供を続けてまいります。また、世界の子どもにワクチンを贈る活動を支援するなど、役職員一人一人が主役となる社会貢献活動を継続実施してまいります。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	「ディスクロージャー・ポリシー」を策定し、当社の情報開示の方針を定めております。実際の情報開示にあたっては、ディスクロージャー・ポリシーの精神を実現すべく制定した「ディスクロージャー規程」の定めにより、適切な開示を行っております。
その他	従業員に対し、より働きやすい環境作りのために様々な取組みを実施し、次世代育成支援対策推進法に基づく認定を受けております。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社が業務の適正を確保するための体制として取締役会で決議している事項は次のとおりであります。

- (1)取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
企業倫理、社会規範を最優先する旨を明記した、役職員行動規範を定め周知徹底する。
会社相談窓口(社外相談窓口を含む)を設け、コンプライアンスに関する相談に迅速に対応する体制とする。
代表取締役社長を委員長とし、常勤役員・執行役員のうち委員長が指名した委員で構成されるコンプライアンス委員会を設置し、定期的
に開催する。
適切な財務諸表作成のために、経理規程を定めるとともに、財務報告の信頼性確保のための体制につき、その整備・運用状況を定期的
に評価し改善を図る。
内部監査部門は、内部監査規程に基づき、各部門の監査を定期的に行う。
社会秩序や安全に脅威を与える反社会勢力及び団体とは、一切の関係を遮断し、断固たる姿勢で臨む。
- (2)取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
取締役会決議等会社の重要な意思決定については、必ず文書化するとともに、法定保存文書と同様に、法令並びに社内規程に基づき、
所定の期間保存し、適切に管理を行う。
- (3)損失の危険の管理に関する規程その他の体制
当社を取り巻く各種リスクについては、担当する部門を定め、規則の制定、研修等を行う。
内部監査部門は、各種リスクについての対応が適切に行われているかを定期的に監査する。
危機管理委員会を設け、危機管理体制の整備、危機管理に係る事項の発生について調査・対応処置の決定を行うとともに、危機管理に
係る事項の発生事実及び講じた措置について、定期的に取締役会に報告する。
- (4)取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
取締役会は、原則として月1回開催し、経営上の重要事項について迅速かつ的確な意思決定並びに取締役の業務執行状況の監督等を行
う。また、取締役会の決定に基づく業務執行については、組織規程、職務権限規程等社内規程に基づいた権限委譲を各役員に行い、
効率的な業務執行を行う。
取締役会で決定した毎年の経営方針・目標に沿って、各部門は当年度の目標及び利益計画を策定し、達成状況を常時フォローアップし、
翌年度に達成状況に応じた業績評価を実施する。
経営会議を定期的に行い、経営上或いは業務執行上基本的又は重要な事項について幅広く協議・検討する。
- (5)当社並びに当社の子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
当社の定める社内規程において、子会社の重要事項については、当社の事前承認・事前協議を義務付ける。
また、当社の事業投資管理部門においては、子会社における不測の事態発生に備える体制を構築するとともに、役員
の派遣を通じて子会社の業務執行状況を随時確認する。
当社の定める社内規程において、当社及び子会社の相互に発生する経営上の重要な案件を合理的に解決し経営の効率化を追求する
ことを定める。
当社は、子会社の役職員の行動規範を定め、子会社の全ての役職員に周知徹底する。
また、子会社の役職員が、コンプライアンス案件を当社のコンプライアンス相談窓口(会社相談窓口)に、直接通報が行える体制を構築
する。
- (6)監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
監査役が必要と判断し求めた場合には、監査役
の職務を補助する使用人を速やかに設置する。
- (7)前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項
補助すべき使用人を設置する場合には、使用人の人数や人事異動・人事考課等監査役会の同意を要するものとし、取締役からの独立
性が確保されるよう、その人事に関しては、取締役と監査役が協議を行う。
また、当該使用人は、監査役
の指揮命令に従わなければならない。
- (8)取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
当社及び子会社の役職員は、当社監査役から業務執行に関する事項について報告を求められたときは速やかに適切な報告を行う。
当社及び子会社の役職員は、職務の執行に関する法令違反、定款違反、不正行為の事実又は会社に損害を及ぼす恐れのある事実を
知ったとき、その他危機管理に係る事由が発生した場合や内部通報があった場合には、その内容及び対応状況を、監査役に遅滞なく
報告する。
監査役への報告を行った当社及び子会社の役職員に対し、当該報告を行ったことを理由として不利な取り扱いを行うことを禁止し、その
旨を当社及び子会社の役職員に周知徹底する。
取締役は、監査役が必要と認める重要な会議に出席することができる体制を整備するとともに、稟議書等業務執行に係る重要な文書を
監査役に回覧し、必要に応じて、その内容を説明する。
- (9)その他監査役
の監査が実効的に行われることを確保するための体制
役職員は、監査役との相互の意思疎通を図るため、必要に応じ監査上の重要課題等について意見交換を行う。
内部監査部門は、監査役との連携を図り、適切な意思疎通及び効果的な監査業務の遂行を図る。
取締役は、会計監査人に監査役と定期的に意見及び情報の交換を行うことを求める。
監査役が、独自に弁護士や公認会計士を起用し、監査業務に関する助言を受けることができるようにする。
監査役が、その職務の執行について当社に対し費用の前払いなどの請求をしたときは、担当部門において審議の上、当該請求に関わる
費用又は債務が当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。
監査役の執行について生ずる費用を支弁するため、毎年一定額の予算を設ける。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

社会秩序や安全に脅威を与える反社会勢力及び団体とは、一切の関係を遮断し、断固たる姿勢で臨む方針であることを、役職員行動規範及び内部統制システムに関する基本方針に明確化しております。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

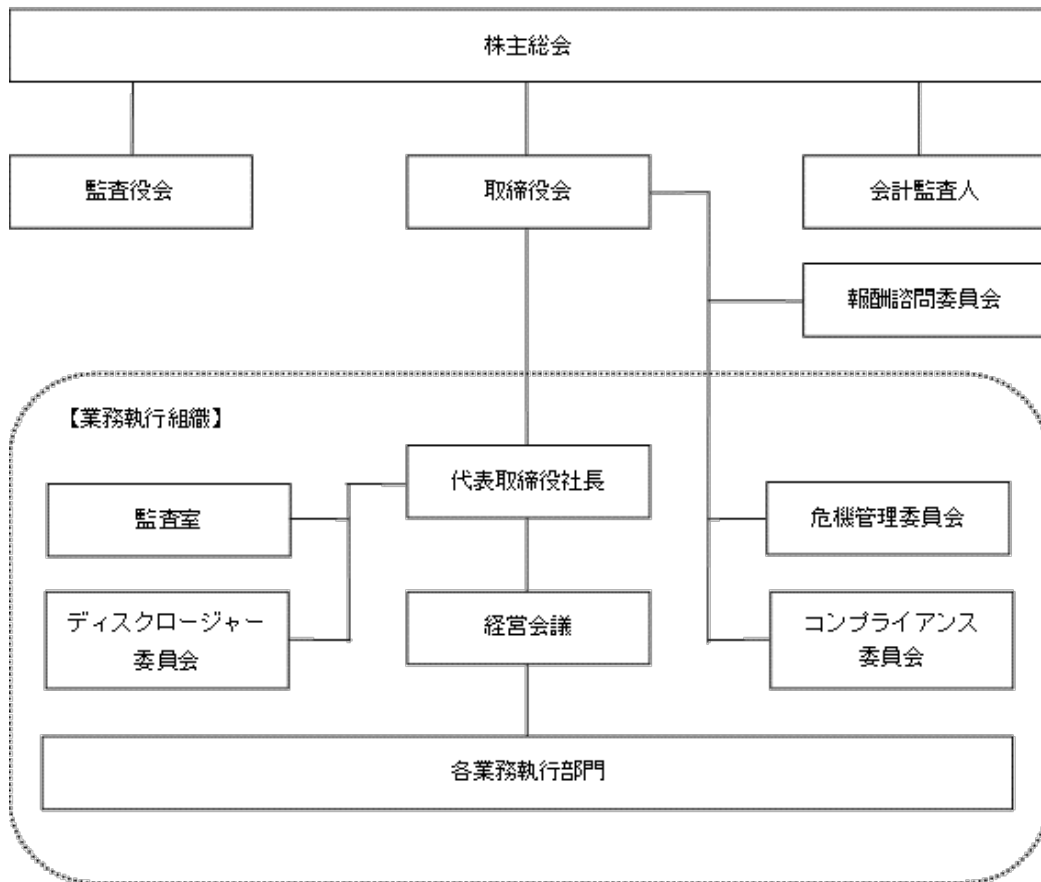
なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

内部統制システムに関する基本方針に則しながら、コーポレート・ガバナンスの体制充実に努めてまいります。

【コーポレート・ガバナンス体制】



【適時開示体制の概要】

